

令和3年度 丹波市公益通報の状況

1 職員等からの通報

	内容	総務課 への通報	弁護士 への通報	合計
1	通報件数			
2	受理			
3				
4	受理通報について			
5	是正			
6				
7				

2 市民等からの通報

	内容	総務課 への通報	弁護士 への通報	合計
1	通報件数		2	2
2	受理		2	2
3				
4	受理通報について		2	2
5	是正		2	2
6				
7				

3 受理した通報の概要

	通報内容	調査結果・是正措置等
1	<ul style="list-style-type: none"> 所管課が作成した市有施設の敷地面積に関する資料に記載された面積と市の財産台帳に記載された面積に齟齬があった。また、上記資料に記載された面積の根拠となる書類が作成されていない。 市有施設の近隣で発生した火災の記録簿が作成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 所管課で管理する数値と財産台帳に記載された数値に齟齬があれば速やかに反映させる。 地籍調査が行われた場合にその結果について財産台帳等に確実に反映させる仕組みを構築する。 各種資料の作成に当たって、数値の算出根拠を記すことや土地の面積に関しては財産台帳の記載を確認し、差異があればその内容を併記するか現場で実測するなどの注意喚起を行う。 火災の記録については、業務日誌に必要な記載がなされていると評価できることからすると、報告書等の作成をしなかったことが「適正な文書作成についての職員への注意喚起」（令和元年9月4日企画総務部総務課発行）に反するとは認められない。

2	<ul style="list-style-type: none"> ・会議において発言を希望する市民から提出された資料について、傍聴人等に配布されなかった。 ・上記資料の作成において、ある記載を削除するよう求められた。 ・新たに実施される施策について地元住民に対する説明会が行われなかつた。 ・市に対する要望について回答が遅延していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議において傍聴人等に対し委員に対するのと同様に資料を配布するなど、公開の在り方を再点検する。 ・ある記載部分の削除を求められることについて、発言を希望された市民本人は、別の場で議論すればよいことであると考えていたことなどに照らせば、違法ないし不当とはいえない。 ・地元住民に対する説明会について、様々な場で地域住民の関与が認められることやその内容がホームページ等で公開されていることから実際に行われた以上に地域住民に対する説明会を実施すべきであったとまではいえない。 ・要望に対する回答について、2か月を目途に回答するという市の指針に沿った運用をする。
---	---	---